

【記号説明】(公1):支援事業、(公2):広報啓発事業、(公3):養成研修事業

I. 定款第3条に定める事業目的

本センターは、犯罪、事故、災害等の被害者並びにその家族及び遺族(以下「被害者等」という。)に対して精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復と軽減に資することを目的とする。

II. 重点目標

1 支援・広報の発展、充実

- (1) 「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」における「相談・コーディネート」の拠点としての支援を充実する。(公1)
 - ・ 専門機関との交流・研修、内部研修等により支援活動員の技能の向上を図る。
 - ・ 精神科医療機関との連携を強化する。
 - ・ 相談員の負担軽減のため、スーパーバイズを行う。
 - ・ 性暴力被害者支援を周知するため、広報ツールの充実を図る。(公2)
- (2) 全国被害者支援ネットワークが行う電話相談事業との円滑な連携運用を行う。
 - ・ 犯罪被害者等電話サポートセンターとの連携の円滑化。
 - ・ ナビダイヤルによる電話相談の円滑な運用。(TEL 0570-783-554)
- (3) 社会全体で被害者等を支える気運の醸成に寄与するため、県内市町村の広報紙に広告掲載を要請し、被害者支援の浸透を図る。(公2)
- (4) 支援活動員及び犯罪被害相談員を増員させることにより、被害者支援活動を支える人的基盤を強化し、支援内容の充実及び質的向上を図る。(公3)
- (5) より充実した被害者支援活動を進めていくため、支援活動員及び犯罪被害相談員の待遇改善を図る(公1)

2 財政基盤の確立

- ・ 被害者支援自動販売機の設置を推進する。
- ・ 賛助会員拡大のため積極的に法人会員を訪問し、賛助会員勧誘を図る。
- ・ 全国被害者支援ネットワークのホンデリングプロジェクトに参加し、会員等の協力を求め、古書、書き損じはがきの売却等により資金調達を図る。

III. 定款第4条による目的達成のために行う事業

1 被害者等に対する電話相談及び面接相談事業(公1)

(1) 電話相談事業

- ・ 被害者等のニーズにあった電話相談を充実させるために、支援活動員の資質の向上を図る。
- ・ 関連機関・団体等の情報を把握し、被害者等にとって適正な情報の提供や法律相談、精神的ケア等の支援を充実させる。
- ・ 全国被害者支援ネットワークが行う電話相談事業との円滑な連携運用を行う。

第2号議案

(2) 面接相談事業

- ・ 被害者等の状況や要望を的確に把握し、支援計画に反映し支援につなげる。
- ・ 被害者の要望に応じて弁護士等による面接相談を行う。

2 被害者等への物品の供与又は貸与、役務の提供及びその他の方法による直接的支援事業(公1)

(1) 物品の供与又は貸与を行う。

- ・ 被害者の状況に応じて本センター備え付けの物品を供与又は貸与する。

(2) 「犯罪被害者等早期援助団体」としての直接的支援を充実させる。

- ・ 被害者等の状況や要望に応じ、幅広い直接的支援に心がける。
- ・ 支援活動員のスキルアップにより、法廷関連支援を充実させる。
- ・ 被害者等の要望に応じて、途切れのない支援を行う。

(3) 「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」における「相談・コーディネート」の拠点としての支援を充実する。

- ・ 専門機関との交流・研修、内部研修等により支援活動員の技能の向上を図る。
- ・ 精神科医療機関との連携を強化する。
- ・ 相談員の負担軽減のため、スーパーバイズを行う。

3 自助グループへの支援事業(公1)

当センターが主催する遺族対象の自助グループ活動を充実させる。(隔月開催)

4 犯罪被害者等給付金の受給を希望する被害者等に対し裁定申請手続の補助に関する事業(公1)

被害者等からの要望に応じて、犯罪被害者等給付金申請手続きの補助を行う。

5 被害者等の実態に関する調査及び研究事業(公1)

全国被害者支援ネットワーク等の調査に積極的に協力する。

6 他機関との連携による被害者等支援事業(公1)

- (1) 茨城県被害者支援連絡協議会、各地区被害者支援連絡協議会、及び茨城県安全なまちづくり推進会議、並びにそれらの加盟団体等
- (2) 「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」を構成する茨城県産婦人科医会、(一社)茨城県医師会並びに協力病院、茨城県、茨城県警察及び関係機関
- (3) 茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室、茨城県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室と当センターによる連携支援調整会議
- (4) 県内市町村犯罪被害者相談窓口
- (5) 水戸地方検察庁、茨城県弁護士会、法テラス茨城、茨城県警察、県立こころの医療センター及び当センターによる連携会議
- (6) 法テラス茨城
- (7) 茨城県看護協会、保護観察所等の県内関連機関・団体
- (8) 全国被害者支援ネットワーク会員等国内の支援団体
- (9) 性暴力被害者支援センター関東近郊連絡会
- (10) 韓国金泉・亀尾犯罪被害者支援センター等国外の支援団体

第2号議案

7 被害者等支援活動に関する広報及び啓発事業(公2)

(1) 支援活動員養成講座の受講生募集に関連する広報活動

- ・市町村広報誌や各種メディアを活用した積極的な広報活動を推進する。
- ・企業に対する訪問活動等により、被害者等のための休暇制度等の支援体制の整備の必要性について理解を求めると、啓発活動を行う。

(2) 社会全体で被害者等を支える気運の醸成に寄与するための広報啓発活動

- ・県広報紙、市町村の広報紙に広告掲載を要請し、被害者支援の浸透を図る。

(3) 被害者支援の重要性等について意識浸透を図るため、啓発品を作成し、訪問活動や街頭キャンペーンを通じ、広く一般県民や企業等に配布する。

(4) 性暴力被害者支援の広報については、別途広報事業計画を策定する。

(5) その他、事業目的を達成するために必要な事業を行う。

- ・国が定めた「犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)」に関連する啓発事業等を実施し、犯罪被害者等が置かれている状況や被害者支援の大切さへの理解を求めると。
- ・ニューズレターを発行し、会員および関連機関・団体等へ広く配布し、センターの活動の周知と被害者支援に関する広報・啓発を行う。
- ・賛助会員の増加、被害者支援自動販売機の設置推進により、財政基盤の安定化を図ると。
- ・積極的に講師派遣の要請に応じ、本センターの被害者支援活動についての啓蒙に努めると。
- ・講演会「被害者の声を聴く」の開催と、その広報を通して県民一般に対し被害者支援の重要性の浸透を図ると。

8 支援活動員等の養成及び研修事業(公3)

(1) 電話相談・直接的支援等の事業を充実させるため、支援活動員養成講座を開講し、支援活動員の養成を行う。

- ・「第22期 被害者支援活動員養成講座」の初級編・中級編(各10回)を開講する。

(2) 支援活動員に対して、継続研修を実施する。

- ・支援活動員の資質向上のための継続研修を実施する。
- ・性暴力被害者サポートの技能向上のため医療、教育、警察他関係機関の支援員に対する継続研修を実施する。

(3) 「全国被害者支援ネットワーク」主催他の研修会に参加する。

- ・全国研修会
- ・質の向上研修会等
- ・外部の機関が開催する研修会等

(4) 「犯罪被害者等早期援助団体」として犯罪被害相談員の増員を図る。

9 その他当センターの目的を達成するために必要な事業

- ・ホームページにより情報公開を図る。
- ・上記各事業のほか、センターの目的達成のために必要な事業を行う。